

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、別紙当事者目録の申立人（以下、「申立人ら」という）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、下記以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

(1) 損害項目 営業損害

（申立人らが本件において請求する食肉牛にかかる逸失利益）

1億0429万6177円

期 間 自 平成23年7月8日 至 平成23年10月31日

ただし、終期は販売日を基準とする。

(2) 損害項目 弁護士費用

312万8886円

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び損害期間に対する損害賠償金として、合計金1億0742万5063円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（当該期間に限る。また、遅延損害金も含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年6月5日

（当事者目録省略）

（仲介委員 吉岡桂輔）